子ども・子育て支援新制度 保育園などの保育料が決まりました

27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」の対象となる保育園、認定こども園、新制度に移行する幼稚園、地域型保育施設の保育料が決まりました。

保育料の決定通知は、保育園の場合、市から保育園を通じて通知します。認定こども園、新制度に移行する幼稚園、地域型保育施設の場合は、各施設から通知します。

主な変更点

（1）認定こども園、新制度に移行する幼稚園、地域型保育施設は、これまで施設が定める定額の保育料でしたが、4月からは保護者の市民税額による階層区分に応じて金額が決まります

（2）保育園の保育料は、これまで所得税額による階層区分に応じて算定していましたが、4月からは市民税額が算定基礎資料になります

表の見方

（1）原則として保護者（父母）の市民税所得割額を合算した額で算定します

（2）児童の年齢は、4月1日現在の年齢で判定します。年度途中に年齢が上がっても、年齢区分は変わりません

（3）市民税の決定時期が例年6月であるため、4月～8月分は26年度の市民税額、9月分からは27年度の市民税額で算定します

（4）税額控除のうち、調整控除は適用されますが、その他の税額控除が該当している場合、控除前の税額で算定します

（5）非婚のひとり親に該当する場合、今年度から寡婦（夫）控除をみなし適用して市民税額を再計算し、階層区分を判定します（書類提出が必要）

詳しくは子育て支援課保育・幼稚園係☎470・7745へ。

認定区分

年齢	認定区分		利用施設
満3歳以上	1号認定	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
満3歳以上	2号認定	保育標準時間（11時間）	保育園、認定こども園
		保育短時間（8時間）	
満3歳未満	3号認定	保育標準時間（11時間）	保育園、家庭的保育施設、小規模保育施設
		保育短時間（8時間）	

※新制度に移行しない幼稚園は、上記に該当せず、従来通り施設が定める保育料額になります。

教育標準時間認定（1号認定）利用者負担額

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額など（月額）
階層区分	条件		
第1階層	生活保護世帯など		0円
第2階層	市民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯を含む）	ひとり親世帯など	0円
		ひとり親世帯など以外の世帯	3,000円
第3階層	市民税所得割額7万7,100円以下の世帯	ひとり親世帯など	1万5,100円
		ひとり親世帯など以外の世帯	1万6,100円
第4階層	市民税所得割額21万1,200円以下の世帯		2万500円
第5階層	市民税所得割額21万1,201円以上の世帯		2万5,700円

※多子軽減：年少～小学3年生の範囲で、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

保育認定（2号・3号認定）利用者負担額

階層区分	条件		保育標準時間		保育短時間	
			2号（3歳以上）	3号（3歳未満）	2号（3歳以上）	3号（3歳未満）
A	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
B1	ひとり親世帯などで市民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
B2	ひとり親世帯などを除く市民税非課税世帯		1,000円	1,500円	900円	1,400円
C	市民税課税（均等割のみ）の世帯		2,200円	3,500円	2,100円	3,400円
D1	市民税所得割額が	5万5,200円未満の世帯	7,100円	8,500円	6,900円	8,300円
D2		6万3,600円未満の世帯	9,700円	1万1,100円	9,500円	1万900円
D3		7万8,000円未満の世帯	1万2,200円	1万3,600円	1万1,900円	1万3,300円
D4		10万5,600円未満の世帯	1万4,400円	1万6,100円	1万4,100円	1万5,800円
D5		12万6,000円未満の世帯	1万6,300円	2万200円	1万6,000円	1万9,800円
D6		14万4,000円未満の世帯	1万8,500円	2万3,000円	1万8,100円	2万2,600円
D7		15万9,600円未満の世帯	1万9,900円	2万5,800円	1万9,500円	2万5,300円
D8		17万100円未満の世帯	2万1,200円	2万8,500円	2万800円	2万8,000円
D9		18万2,100円未満の世帯	2万2,800円	3万500円	2万2,400円	2万9,900円
D10		23万100円未満の世帯	2万3,000円	3万2,700円	2万2,600円	3万2,100円
D11		26万900円未満の世帯	2万3,300円	3万6,200円	2万2,900円	3万5,500円
D12		27万8,900円未満の世帯	2万3,700円	3万9,400円	2万3,200円	3万8,700円
D13		29万9,900円未満の世帯	2万4,100円	4万1,400円	2万3,600円	4万600円
D14		34万7,900円未満の世帯	2万4,300円	4万6,500円	2万3,800円	4万5,700円
D15		39万8,900円未満の世帯	2万4,900円	4万9,900円	2万4,400円	4万9,000円
D16		39万8,900円以上の世帯	2万5,300円	5万2,600円	2万4,800円	5万1,700円

※多子世帯の軽減：幼稚園等、認定こども園、認可保育所、家庭的保育施設、小規模保育施設に子どもが在園している場合、就学前の子どもの中で最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とします。その場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、定められている階層区分ごとの最低保育料に満たない場合、無料とならない場合があります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当などのご案内

手当を振り込みます

26年12月～27年3月分の児童扶養手当・特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込みます。振込日は児童扶養手当が4月15日（水）、特別児童扶養手当が4月10日（金）です。金融機関によっては入金が遅れる場合があります（今回の振り込みは、改定前の金額です）。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当が改定

27年4月分から手当額が改定されました。

【児童扶養手当（月額）】全部支給＝4万1020円→4万2000円▽一部支給＝9680円～4万1010円→9910円～4万1990円。なお、多子加算については変更ありません

【特別児童扶養手当（月額）】特児1級＝4万9900円→5万1100円▽特児2級＝3万3230円→3万4030円

※8月期支払い分（4月～7月分）から改定後の手当額となります。

【特別障害者手当（月額）】2万6000円→2万6620円

【障害児福祉手当（月額）】1万4140円→1万4480円

※5月期支払い分（2月～4月分）は、2月・3月分が改定前、4月分が改定後の金額となります。

詳しくは、児童扶養手当・特別児童扶養手当が児童青少年課助成支援係☎470・7736、特別障害者手当・障害児福祉手当が障害福祉課☎470・7747へ。

就学援助の申請を受け付けます

市では、経済的な理由などによって、公立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。

27年度にこの制度を受けることができるのは、次のいずれかに該当する方です。

①生活保護の停止または廃止を受けた方

②市民税・都民税、固定資産税、国民年金などの掛金などが減免の方

③児童扶養手当の支給を受けている方

④生活保護基準に準ずる世帯（準要保護）で、生計を同一とする家族全員の26年分の総収入が認定基準以下の方

認定基準などの詳細は、4月上旬に児童・生徒を通じて配布する「就学援助費についてのお知らせ」をご覧ください。

申請は、土曜・日曜日を除く4月15日（水）～21日（火）の午前9時～正午、午後1時～5時（17日〈金〉は午後7時まで）、市役所6階602会議室で受け付けます。

詳しくは学務課学事係☎470・7779へ。

難病疾患などの啓発活動に対する補助金を交付します

難病疾患などの疾病に関する啓発および支援のために、講演会などを実施する当事者団体に対して、活動費の一部を補助します。ぜひご応募ください。

【対象】難病疾患などの疾病の当事者団体（補助対象は2団体です）

※申し込みは4月6日（月）～20日（月）に障害福祉課地域支援係☎470・7747へ。

詳しくは同係へ。

タクシーなどの移送代、ガソリン費などを助成します

市では、在宅で、重度の身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方、東京都難病医療費等助成制度で重症疾病または他の疾病で重症認定を受けている方を対象に、タクシー代またはガソリン費を助成しています（左表1参照）。なお、これらの2つの制度には所得制限（下表2参照）などがあり、また併給することはできません。

未申請の方は障害福祉課（市役所1階）で申請を行ってください。また、以前受給していた方で対象要件を満たし受給を希望する方は、改めて申請を行ってください。該当する場合、申請月から認定となります。

すでに受給している方に対しては、所得制限などの審査を行い、4月以降も更新となった場合は、更新の案内を5月末までに送付します。また、長期入院や施設入所した方は受給できませんので、届け出が必要となります。

タクシーからガソリン（またはガソリンからタクシー）助成への変更を希望する方は、ご相談ください。

※変更は、申請月から認定とならない場合があります。

詳しくは同課管理係☎470・7747へ。

表1　福祉タクシー等事業およびガソリン費等助成事業の対象・内容など

区分	福祉タクシー等事業	ガソリン費等助成事業
対象	①身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級） ②愛の手帳1・2度 ③東京都難病医療費等助成制度により助成を受けている方で、重症疾病、または他の疾病で重症認定を受けている方	
助成内容	6カ月間1万円まで（領収証による請求）	3カ月間8,250円まで（1ℓにつき55円を助成。150ℓまで助成。領収証による請求）
助成月	4月・10月	4月・7月・10月・1月
申請に必要なもの	①身体障害者手帳または愛の手帳またはマル都医療券 ②認め印（スタンプ式は不可） ③本人の口座が分かるもの ④車検証（ガソリン費助成の場合のみ）。登録車両は本人または同居親族の車両のみ ⑤26年度課税（非課税）証明書（転入などで東久留米市で所得確認ができない方のみ）	

表2　福祉タクシー等事業、ガソリン費等助成事業の所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	473万5,000円
1人	516万8,000円
2人	560万3,000円
3人	603万8,000円
4人	647万3,000円
5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以降は、1人増すごとに43万5,000円を加算します。

※ガソリン費等助成は、世帯全員の所得確認が必要です。